

青森県報

号外第十一号

平成三十年
三月二日
(金曜日)

目次

内水面漁場管理委員会

- 第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準……………
- コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示 (同) ……

海区漁業
調整委員会
事務局

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第三号

第五種共同漁業権に係る平成三十年度増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

平成三十年三月二日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱 田 正 隆

免許番号	河川湖沼	魚種	増殖計画量の基準
内共第一号	笹内川	アユ ヤマメ イワナ	種苗放流 一万尾 (六〇キログラム) 以上 種苗放流 一万尾 (二〇キログラム) 以上 産卵床造成 一箇所以上
内共第二号	吾妻川	アユ ヤマメ	種苗放流 二千尾 (一二キログラム) 以上 種苗放流 二千尾 (四キログラム) 以上

内共第三号	内共第四号	内共第五号	内共第六号	内共第七号	内共第八号	内共第十号	内共第十二号
追良瀬川	大童子川	赤石川	中村川	平滝沼	廻堰大溜池	前潟・セバト沼・明神沼	十三湖・唐川
イワナ アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ カジカ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	コイ フナ	コイ フナ	フナ ワカサギ	フナ ウグイ
産卵床造成 二箇所以上 種苗放流 四万尾 (二四〇キログラム) 以上 種苗放流 五万尾 (一〇〇キログラム) 以上 産卵床造成 三箇所以上 産卵床造成 三箇所以上 産卵床造成 三箇所以上	種苗放流 二千尾 (一二キログラム) 以上 種苗放流 二千尾 (四キログラム) 以上 種苗放流 一千尾 (二キログラム) 以上 産卵床造成 二箇所以上	種苗放流 三万尾 (一八〇キログラム) 以上 種苗放流 一万尾 (二〇キログラム) 以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上	種苗放流 一万尾 (六〇キログラム) 以上 種苗放流 二千尾 (四キログラム) 以上 種苗放流 二千尾 (四キログラム) 以上 種苗放流 二千尾 (四キログラム) 以上 産卵床造成 一箇所以上	種苗放流 二万尾 (四〇キログラム) 以上 種苗放流 四千尾 (八キログラム) 以上	種苗放流 五千尾 (二〇キログラム) 以上 種苗放流 六千尾 (一二キログラム) 以上 種苗放流 一万六千尾 (三三キログラム) 以上 ふ化放流 五百五十万粒以上	種苗放流 一万六千尾 (三三キログラム) 以上 産卵床造成 二箇所以上	種苗放流 一万尾 (二〇キログラム) 以上 産卵床造成 二箇所以上

内共第十六	浅瀬石	アユ カジカ ウグイ イワナ	産卵床造成 産卵床造成 産卵床造成	一箇所以上 一箇所以上 一箇所以上	内共第十五	平川	アユ ヤマメ コイ フナ イワナ	種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流	一万尾(六〇キログラム)以上 四千尾(八キログラム)以上 一万二千尾(二四キログラム)以上 一千尾(二キログラム)以上	内共第十四	岩木川	アユ ヤマメ コイ フナ イワナ	種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流	六万四千尾(三八四キログラム)以上 一万六千尾(三二キログラム)以上 一万六千尾(三二キログラム)以上 六千尾(一二キログラム)以上	内共第十三	沼田川 山田川 田光	フナ	種苗放流	五千尾(一〇キログラム)以上	エビ ワカサギ	増殖床造成 ふ化放流	十箇所以上 二百五十万粒以上
-------	-----	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------	----	------------------------------	------------------------------	--	-------	-----	------------------------------	------------------------------	---	-------	------------------	----	------	----------------	------------	---------------	-------------------

内共第二十	蟹田川	アユ ヤマメ コイ イワナ	種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流	一万尾(六〇キログラム)以上 一万二千尾(二四キログラム)以上 八千尾(一六キログラム)以上 一万尾(二〇キログラム)以上	内共第二十	今別川	アユ ヤマメ イワナ	種苗放流 種苗放流 種苗放流	五千尾(三〇キログラム)以上 五千尾(一〇キログラム)以上 五千尾(一〇キログラム)以上	内共第十九	二ノ沢 溜池	フナ コイ	種苗放流 種苗放流	二千尾(四キログラム)以上 一万六千尾(三二キログラム)以上	内共第十八	藤枝溜池	コイ フナ	種苗放流 種苗放流	三千尾(六キログラム)以上 一万三千尾(二六キログラム)以上	内共第十七	旧十川	コイ ヤマメ イワナ	種苗放流 種苗放流 種苗放流	四万尾(八〇キログラム)以上 五千尾(一〇キログラム)以上 五千尾(一〇キログラム)以上	川	ヤマメ コイ フナ イワナ	種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流	二万尾(四〇キログラム)以上 四万八千尾(九六キログラム)以上 三千尾(六キログラム)以上 一万三千尾(二六キログラム)以上
-------	-----	------------------------	------------------------------	--	-------	-----	------------------	----------------------	--	-------	-----------	----------	--------------	-----------------------------------	-------	------	----------	--------------	-----------------------------------	-------	-----	------------------	----------------------	--	---	------------------------	------------------------------	---

六号	内共第四十号	新井田川	アユ ウグイ ウナギ	種苗放流 一万六千尾(九六キログラム)以上
五号	内共第四十号	馬淵川	アユ ヤマメ コイ	種苗放流 七万二千尾(四三二キログラム)以上 種苗放流 一万九千尾(三八キログラム)以上 種苗放流 六万四千尾(一二八キログラム)以上
四号	内共第四十号	葛沼	ヒメマス ス ウグイ ウナギ ニジマス イワナ コイ	種苗放流 六千尾(一二キログラム)以上 産卵床造成 二十五箇所以上 種苗放流 五万尾(五〇〇キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上 種苗放流 三万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 四百尾(八キログラム)以上
三号	内共第四十号	奥入瀬川・明神川	アユ ヤマメ	種苗放流 八万尾(四八〇キログラム)以上 種苗放流 十六万尾(三二〇キログラム)以上
二号	内共第四十号	七戸川	ヤマメ コイ イワナ	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上
		戸川	フナ ウグイ ワカサギ エビ	産卵床造成 三箇所以上 産卵床造成 三箇所以上 増殖床造成 三箇所以上

農内共第一号	十和田湖・奥入瀬川	ヒメマス サクランボ ス(陸封型)	種苗放流 七十万尾以上 種苗放流 一万尾以上
		コイ フナ エビ	種苗放流 五万尾以上 種苗放流 二万五千尾以上 増殖床造成 十六箇所以上
		ヤマメ コイ フナ イワナ ウグイ	種苗放流 二万四千尾(四八キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上 種苗放流 四万尾(八〇キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 三箇所以上 産卵床造成 十六箇所以上

青森県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十四條第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の取扱いについて、次のとおり指示する。

平成三十年三月二日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱田正隆

一 指示の内容

1 コイの持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面(以下「公共用水面等」という。)において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域(水面に設置した工作物等により、コイの遡上と考えられず、制限する必要があると判断される上流域を除く。以下「指定水域」という。)においては、青森県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」とい

う。)が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。
なお、指定水域については、青森県知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

2 放流等の制限

公共用水面等において、コイを放流する場合には、放流用のコイが次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、放流してはならない。ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合及び委員会が承認した場合は、この限りではない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

(三) PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

二 指示期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭